

別添1 添付資料 (第5関係)

類 別	資料の種類	内 容
1 超小型モビリティの構造等に関するもの	1 諸元表 2 構造・装置の概要 3 外観図 4 原動機の排気量又は定格出力を証する資料 5 運転者席付近配置図 6 次に掲げる装置の図面 ① シャン全体図 (車枠又は車体) ② 原動機全体 ③ 動力伝達装置 ④ 走行装置 ⑤ 操縦装置 ⑥ 制動装置 ⑦ 緩衝装置 ⑧ 燃料装置 ⑨ 灯火装置	資料の種類1から6までは、次に掲げるいずれかの資料であること。 1. 改造自動車等の取扱いについて (平成7年11月21日付、自技第239号) に基づく、「試作・組立自動車審査結果通知書」及び添付資料。 2. 自動車型式認証実施要領について (平成10年11月12日付、自審第1252号の4) 別添「自動車型式認証実施要領」別添1の別表に準ずる資料。 3. 並行輸入自動車取扱要領について (平成9年3月31日付、自技第61号) に基づき提出することとしている届出書及び添付資料。
2 基準の緩和に関するもの	1 誓約書  2 保安上支障がないことを証する書面	認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守する又は使用者に周知させる旨の資料。(参考による書式)  別添2の基準緩和が必要な項目について、各基準緩和項目に付された条件又は制限に関する適合性が確認できる書面 (保安基準への適合性を証する書面等)。
3 運行の実施体制に関するもの	1 運行地域及び運行計画  2 使用者の管理  3 運転者の教育	次に掲げる内容が確認できる資料であること。 1. 高速道路、自動車専用道路及び最高速度60キロメートル毎時超の道路以外の場所 (ただし、保安基準第20条第5項及び第6項、第22条の3第1項及び第3項並びに第22条の4を基準緩和する場合にあっては、主に最高速度30キロメートル毎時以下の道路とする。) であることを示すもの。 2. 超小型モビリティの運行に関し、地方公共団体等が交通の安全と円滑を図るための具体的な対策。 3. 超小型モビリティの具体的な利活用場面を想定した運行計画。  次に掲げる事項を確実に管理できる体制を有していることが確認できる資料であること。 イ 使用者の特定 ロ 超小型モビリティの使用状況  次に掲げる内容について教育するための体制を有していることが確認できる資料であること。 1. 特殊な自動車であることを十分に認知させ、安全な運行に努めさせること。 2. 超小型モビリティの運行にあたっては、認定の際に付された条件及び制限を遵守し、かつ、運転者に遵守させること。 3. 運行時は、超小型モビリティ認定書の写しを超小型モビリティに携行すること。 4. 運転者に対する、事故防止のために必要な対策。 5. 事故又は不具合発生等の異常時は、速やかに適切な措置を行うこと。 6. 超小型モビリティの点検・整備に関する実施方法等。

	4 超小型モビリティの点検・整備	次に掲げる内容が確認できる資料であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常点検</li> <li>・ 定期点検</li> <li>・ 点検整備方式</li> </ul> (自動車点検基準で規定している日常点検基準項目及び定期点検基準項目以外に実施しなければならない特別の点検・整備項目、判定基準及び交換時期がある場合はその旨。)
	5 その他（運行上の安全対策）	運行上の安全対策として以下の例が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 走行時間の制限、監視員の配置</li> <li>・ GPSを車載することによる運行の記録（運行管理）</li> <li>・ 運行地域の出入り口等の標識設置、路面のマーキング</li> <li>・ 超小型モビリティの運行地域の地域住民への広報や安全運転講習会の実施などの交通安全に対する意識向上等、地域の実態に即した安全対策。</li> </ul>
4 報告に関するもの	不具合、事故、改善対策、定期等の報告	次に掲げる内容が確認できる資料であること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事故及び不具合発生時並びにヒヤリハットの発生状況等に関する報告は、使用者から関係行政機関等に確実に実施される体制が整えられていること。</li> <li>2. 上記1. に対する改善措置に関する報告は、当該認定を行った地方運輸局長に対し確実に実施される体制が整えられていること。</li> <li>3. 当該認定を行った地方運輸局長に対する運行の結果に関する報告は、毎年度末までに確実に実施される態勢が整えられていること。</li> </ol>

備考

- (1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。
- (2) 定格出力の試験方法は、「独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程（平成28年4月1日規程第2号）TRI AS 99-017-02」に準じた試験とする。